

新潟市外国人との共生社会推進本部設置要綱

(設 置)

第1条 (仮称)新潟市多文化共生基本方針(以下「基本方針」という。)の策定及び外国人との共生社会推進に全庁的に取組むため、新潟市外国人との共生社会推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本方針の策定に関すること。
- (2) 外国人との共生社会実現に向けた施策の推進に関すること。
- (3) 外国人との共生社会実現に向けた重要な事項に関すること。
- (4) その他本部長が必要と認めること。

(組 織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長、教育長及び水道事業管理者をもって充てる。代位順位は、あらかじめ本部長が定める。
- 3 本部員は、新潟市庁議要綱(平成19年4月1日制定)第2条第1項第2号及び第3号に掲げる者その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、または本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 本部の会議は本部長が必要と認めたときに招集する。

- 2 本部会議は、本部長が必要と認めるときは、当該審議事項に関係のある本部員のみで開催することができる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、または意見を聴取することができる。

(ワーキンググループの設置)

第6条 会議は、第1条の目的を達成するため、ワーキンググループを設置するこ

とができる。

(事務局)

第7条 本部の事務局は、観光・国際交流部国際課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月2日から施行する。